

登別市介護予防ケアマネジメント実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、登別市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成29年規則第1号。以下「登別市総合事業実施規則」という。）に規定するケアマネジメントA及びケアマネジメントC（以下「介護予防ケアマネジメント」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）及び登別市総合事業実施規則において使用する用語の例による。

(事業の目的)

第3条 介護予防ケアマネジメントは、介護予防と自立支援の視点を踏まえ、居宅要支援被保険者等（指定介護予防支援を受けているものを除く。）の心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、自らの選択に基づきサービスが包括的かつ効率的に実施されるよう、専門的な視点から必要な援助を行うことを目的とする。

(利用手続き)

第4条 居宅要支援被保険者等が介護予防ケアマネジメントを利用しようとする場合は、登別市総合事業実施規則第7条に規定する介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書を市長に届け出るものとする。（届け出た者を以下「利用者」という。）

- 2 居宅要支援被保険者等が、省令第95条の2の規定により指定介護予防支援を受けることにつき市長に届け出ている場合は、前項の規定による届出があったものとみなす。

(事業の実施)

第5条 この事業は、登別市内に地域包括支援センターを設置する者（以下「設置者」という。）に委託し、実施する。

(実施の一部委託)

第6条 前条の規定により委託を受けた設置者（以下「受託者」という。）は、指定居宅介護支援事業者にケアマネジメントAの一部の実施の委託（以下「再委託」という。）をすることができる。

- 2 受託者は、再委託をするときは、あらかじめ介護予防ケアマネジメント一部委託届出書（別記様式）により市に届け出るものとする。
- 3 受託者は、再委託によるケアマネジメントAが実施される日までに再委託に係る

契約の内容がわかる書類を市に提出するものとする。

(実施内容)

第7条 ケアマネジメントAの実施の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用申込の受付
- (2) 利用者との契約締結
- (3) 契約書の確認
- (4) アセスメントの実施
- (5) 介護予防サービス・支援計画書原案の作成
- (6) サービス担当者会議の開催
- (7) 利用者への説明・同意
- (8) 介護予防サービス・支援計画書案の決定
- (9) 介護予防サービス・支援計画書の交付
- (10) サービスの提供
- (11) モニタリングの実施
- (12) 評価の実施及び確認
- (13) 介護予防サービス・支援計画変更案の確認
- (14) 給付管理業務の実施
- (15) 介護予防ケアマネジメント費請求及び北海道国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）への給付管理票の送付
- (16) 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所との連携に係る業務の実施

2 ケアマネジメントCの実施の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用申込の受付
- (2) 利用者との契約締結
- (3) 契約書の確認
- (4) アセスメントの実施
- (5) 介護予防サービス・支援計画書案の作成
- (6) 利用者への説明・同意
- (7) 介護予防サービス・支援計画書案の決定
- (8) 介護予防サービス・支援計画書の交付
- (9) サービスの提供
- (10) 介護予防ケアマネジメント費請求（初回のみ）

(重要事項説明)

第8条 受託者が設置する地域包括支援センター（第6条第1項の規定により委託を受けた指定居宅介護支援事業者を含む。以下「地域包括支援センター」という。）は、介護予防ケアマネジメントの実施に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、実施内容の概要その他の当該利用者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用者の同意を文書により得るものとする。

(利用者に対する介護予防サービス・支援計画書等の書類の交付)

第9条 地域包括支援センターは、利用者が要介護認定を受けた場合、その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス・支援計画書及びその実施状況に関する書類を交付するものとする。

(介護予防ケアマネジメント費の請求)

第10条 地域包括支援センターは、登別市に介護予防ケアマネジメントに要した費用に係る請求情報を提出し、当該費用を請求するものとする。

(介護予防ケアマネジメント費の審査及び支払)

第11条 市長は、介護予防ケアマネジメントに係る審査及び支払に関する事務を国保連に委託して行う。

2 市長は、前条の請求があった場合は、速やかにその内容を点検し、適当と認めるときは、国保連を通じて地域包括支援センターに支払うものとする。

(給付管理票の提出)

第12条 地域包括支援センターは、毎月、国保連に対し、介護予防サービス・支援計画書において位置付けられている介護予防サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けられたものに関する情報を記載した給付管理票を提出するものとする。

(記録の整備)

第13条 地域包括支援センターは、利用者に対する介護予防ケアマネジメントの提供について、次に掲げる記録を整備するものとする。

(1) 地域支援事業実施要綱別添2に定める介護予防サービス・支援計画書(ケアマネジメント結果等記録表)、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)経過記録、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)サービス評価表により、個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防ケアマネジメント台帳

ア 介護予防サービス・支援計画書

イ アセスメントの結果の記録

ウ サービス担当者会議等の記録

エ モニタリングの結果の記録

オ 評価の結果の記録

(2) 指定介護予防サービス等事業者との連絡調整に関する記録

(3) 介護予防ケアマネジメント費の請求に関して、市及び国保連に提出したものの写し

(4) 市町村への通知に係る記録

(5) 苦情の内容等の記録

(6) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

2 前項第1号から第3号までの記録については、その完結の日から5年間、第4号から第6号までの記録については、その完結の日から2年間保存するものとする。

(衛生管理)

第14条 地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメントに従事する者（以下「従事者」という。）の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策を講じるものとする。

(秘密保持)

第15条 地域包括支援センターの従事者又は従事者であった者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏してはならない。

(状況報告等)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、地域包括支援センターに対し、当該事業の運営について随時報告させ、又は実地に調査し、必要な指示をすることができるものとする。

(返還)

第17条 市長は、偽りその他不正の手段により介護予防ケアマネジメント費の支払いを受けた者がいるときは、支払った介護予防ケアマネジメント費の全部又は一部の返還を求めることができる。

(苦情処理)

第18条 地域包括支援センターは、自ら提供した介護予防ケアマネジメント又は自らが介護予防サービス・支援計画書に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するものとする。

(事故発生時の対応)

第19条 地域包括支援センターは、利用者に対する介護予防ケアマネジメントの実施により事故が発生した場合は、利用者に対し必要な措置を講ずるものとする。

2 地域包括支援センターは、次に掲げる措置を講ずる旨及びその実施方法を定めるものとする。

(1) 市、当該利用者の家族等に事故の概要及び採った処置について連絡をすること。

(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(3) 賠償すべき事故が発生した場合は、損害の賠償を速やかに行うこと。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、介護予防ケアマネジメントの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成29年告示第52号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第33号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

